

令和8年2月24日

雇用創造支援事業運営等業務  
実施運営事業者の募集に係る質問に対する回答

質問票により寄せられた質問事項とそれに対する回答は次のとおりです。

質問 番号	質問事項	回答
1	募集要領3 応募資格(11)について 応募資格を満たす事業者が、人材紹介業(有料職業紹介事業)の許可を得ていない事業者と共同事業体を組成し、応札することは可能か。	共同事業体、再委託何れの場合でも資格を要する業務を行う事業者が当該資格を有していれば可能です。ただし、各企業の業務の範囲や内容(再委託内容や各事業体の業務分担)については、あらかじめ本市と協議のうえ承認を得ることが必要です。
2	募集要領3 応募資格(11)について 応募資格を満たす事業者が、人材紹介業(有料職業紹介事業)の許可を得ていない事業者に業務の一部を再委託することは可能か。	共同事業体、再委託何れの場合でも資格を要する業務を行う事業者が当該資格を有していれば可能です。ただし、各企業の業務の範囲や内容(再委託内容や各事業体の業務分担)については、あらかじめ本市と協議のうえ承認を得ることが必要です。
3	応募資格誓約書の「法人登記簿謄本」、「納税証明書(国税)」は、原本でしょうか? 写しでもよろしいでしょうか?	何れも写しでご提出いただいて問題ございません。

以上